

## 令和5年度 春日井市私立高等学校授業料補助のお知らせ

春日井市では、私立高等学校への就学による授業料負担者の負担を軽減するため、私立高等学校授業料の補助を行っています。授業料補助を希望する方は、必ず申請期間内に申請書類を提出してください。

### 1 対象となる方

令和5年10月1日（基準日）現在、次の要件を全て満たす方が対象です。

1	私立高等学校や高等課程を有する専修学校などに在籍する生徒の授業料負担者
2	春日井市内に住所を有している方 ※ 単身赴任等で父母のうち1人が市外在住であっても、1人が春日井市内在住であれば対象です。 春日井市内在住の授業料負担者を申請者としてご申請ください。
3	令和5年度の算定基準額が、212,700円以上304,200円未満の方 ※ 算定基準額：課税標準額に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額を除いた額 ※ 保護者が授業料負担者である場合の算定基準額は、保護者が2人（父母）いるときは、その全員の合計額となります。

※ 授業料が一部免除されており、国の就学支援金や愛知県の私立学校授業料軽減補助金により、授業料負担が生じない場合は、補助金の交付を受けることはできません。

### 2 補助金額

算定基準額	世帯年収目安	補助金額
212,700円以上270,300円未満	720万以上840万未満	年額20,000円
270,300円以上304,200円未満	840万以上910万未満	年額15,000円

※ 世帯年収目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。

### 3 申請方法

申請書類を揃え、郵送又は窓口持参にて、春日井市役所9階 教育総務課までご提出ください（持参される方は、申請期間内の土日祝を除く午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください。）。

#### 4 申請期間

**令和5年10月2日（月）から11月30日（木）まで**

※ 申請期間外は受付できません。郵送提出の場合は、11月30日（木）必着です。

#### 5 申請書類

<b>1</b>	<b>令和5年度春日井市私立高等学校授業料補助申請書</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校証明欄に在籍する高等学校等から証明を受けてから提出してください。</li><li>・ 生徒1人につき、申請書1枚が必要です。</li></ul>
<b>2</b>	<b>令和5年度（令和4年1月～12月分）市町村民税課税証明書等の写し（該当者のみ）</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 授業料負担者のうち、次のいずれかに該当する方のみ、ご提出ください。<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 令和5年1月2日以降に春日井市へ転入された方</li><li>◆ 単身赴任等により、令和5年1月1日時点で春日井市外に住所を有していた方</li></ul></li><li>・ 令和5年1月1日に住所を有する市区町村の「令和5年度課税証明書」又は「令和5年度市町村民税通知書」を添付してください（どちらも調整控除の記載が必要です。）。</li><li>・ 源泉徴収票は必要事項の記載がないため不可です。</li><li>・ 「令和5年度市町村民税税額変更通知書」を受領している方については、こちらの添付も必要です（変更後の課税証明書を添付する場合は不要）。</li></ul>
<b>3</b>	<b>給与支払証明書（該当者のみ）</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 授業料負担者のうち、次に該当する方のみ、ご提出ください。<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 令和5年1月1日時点で国外に居住していた方</li></ul></li><li>・ 国外の勤務地や支払給与等を証明する勤務先発行の「給与支払証明書」を添付してください。「給与支払証明書」の様式は、春日井市公式ホームページ私立高等学校授業料補助のページ（URL：<a href="https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/kyoiku/school/shiritsukoukou.html">https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/kyoiku/school/shiritsukoukou.html</a>）からダウンロードしてください。また、春日井市役所9階 教育総務課窓口でもお渡ししています。</li><li>・ 証明していただく期間は、令和4年中（1月～12月分）です。</li><li>・ 所得控除額については、別途確認させていただきますのでご了承ください。</li></ul>

※ 2及び3の書類提出時の注意点

保護者が授業料負担者である場合で保護者が2人（父母）いるときは、全員分の証明書をご提出ください（所得がない方も提出が必要です。）。

## 6 算定基準額の確認方法

$$\text{算定基準額} = A (\text{課税標準額}) \times 0.06 - B (\text{市町村民税調整控除額})$$

課税標準額及び市町村民税調整控除額は、見本①又は見本②により確認することができます。

※ 「令和5年度市民税・県民税税額変更（決定）通知書」を受領している方については、通知書の内容を反映させて確認してください。

### 【見本①】市民税・県民税特別徴収税額の通知書

<table border="1"> <tr><td>課税標準</td><td>総所得③</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>山林所得</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>分離短期譲渡</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>分離長期譲渡</td><td>A</td></tr> <tr><td></td><td>株式等の譲渡</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>上場株式等の配当</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>先物取引</td><td></td></tr> </table>	課税標準	総所得③			山林所得			分離短期譲渡			分離長期譲渡	A		株式等の譲渡			上場株式等の配当			先物取引		<table border="1"> <tr><td>市民税</td><td>税額控除前所得割額④</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>税額控除額⑤</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>所得割額⑥</td><td></td></tr> <tr><td>県民税</td><td>均等割額⑦</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>税額控除前所得割額④</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>税額控除額⑤</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>所得割額⑥</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>均等割額⑦</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収税額⑧</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>控除不足額⑨</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>既充当額⑩</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>既納付額⑪</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>差引納付額⑫-⑩-⑪</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変更前税額⑬</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>増減額(⑧-⑬)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>変更月</td><td></td><td></td></tr> </table>	市民税	税額控除前所得割額④			税額控除額⑤			所得割額⑥		県民税	均等割額⑦			税額控除前所得割額④			税額控除額⑤			所得割額⑥			均等割額⑦		特別徴収税額⑧			控除不足額⑨			既充当額⑩			既納付額⑪			差引納付額⑫-⑩-⑪			変更前税額⑬			増減額(⑧-⑬)			変更月			<table border="1"> <tr><th colspan="2">納付額</th></tr> <tr><td>6月分</td><td></td></tr> <tr><td>7月分</td><td></td></tr> <tr><td>8月分</td><td></td></tr> <tr><td>9月分</td><td></td></tr> <tr><td>10月分</td><td></td></tr> <tr><td>11月分</td><td></td></tr> <tr><td>12月分</td><td></td></tr> <tr><td>1月分</td><td></td></tr> <tr><td>2月分</td><td></td></tr> <tr><td>3月分</td><td></td></tr> <tr><td>4月分</td><td></td></tr> <tr><td>5月分</td><td></td></tr> </table>	納付額		6月分		7月分		8月分		9月分		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分		<p>給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)</p> <table border="1"> <tr><td>受給者番号</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>住所</td><td></td></tr> <tr><td>指定番号</td><td>整理番号</td></tr> </table> <p>あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に春日井市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に春日井市を被告として(春日井市長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないことされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続をの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>問い合わせ先 春日井市財政部市民税課 電話 (0568) 85-6093-6096 矢印の方向にゆっくりとはがしてくた</p>	受給者番号	氏名	住所		指定番号	整理番号
課税標準	総所得③																																																																																																							
	山林所得																																																																																																							
	分離短期譲渡																																																																																																							
	分離長期譲渡	A																																																																																																						
	株式等の譲渡																																																																																																							
	上場株式等の配当																																																																																																							
	先物取引																																																																																																							
市民税	税額控除前所得割額④																																																																																																							
	税額控除額⑤																																																																																																							
	所得割額⑥																																																																																																							
県民税	均等割額⑦																																																																																																							
	税額控除前所得割額④																																																																																																							
	税額控除額⑤																																																																																																							
	所得割額⑥																																																																																																							
	均等割額⑦																																																																																																							
特別徴収税額⑧																																																																																																								
控除不足額⑨																																																																																																								
既充当額⑩																																																																																																								
既納付額⑪																																																																																																								
差引納付額⑫-⑩-⑪																																																																																																								
変更前税額⑬																																																																																																								
増減額(⑧-⑬)																																																																																																								
変更月																																																																																																								
納付額																																																																																																								
6月分																																																																																																								
7月分																																																																																																								
8月分																																																																																																								
9月分																																																																																																								
10月分																																																																																																								
11月分																																																																																																								
12月分																																																																																																								
1月分																																																																																																								
2月分																																																																																																								
3月分																																																																																																								
4月分																																																																																																								
5月分																																																																																																								
受給者番号	氏名																																																																																																							
住所																																																																																																								
指定番号	整理番号																																																																																																							

### 【見本②】市民税・県民税課税明細書

令和5年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書 (単位:円)

年税額(①+②+③)

令和5年度 市民税・県民税課税明細書(2) (単位:円)

	課税標準額	市民税額	県民税額
所得			
山林・退職			
分離短期譲渡(一般)			
分離短期譲渡(軽減)			
分離長期譲渡(一般)			
分離長期譲渡(優良住宅地等)			
分離長期譲渡(居住用財産)			
株式等の譲渡			
上場株式等の配当等			
先物取引			
調整控除額			
税額控除額			
住宅入金等特別控除額			
寄附金税額控除額			
調整額・外国税額控除額			
税額控除後所得割額①			
所得割減免額②			
均等割額③			
年税額(①-②+③)			

【配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額】(単位:円)

両得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	
言語聴覚料(均等割額等)への充当額	
充当しきれなかった額	

<問い合わせ先>

◇課税内容について  
市民税課  
電話(0568)85-6093~6096

◇納税・口座振替について  
収納課  
電話(0568)85-6111~6118

春日井市役所  
〒486-8686  
愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

※ 見本は春日井市発行のものです。

## 7 補助金支給までの流れ（予定）



※ 予定のため、前後する可能性があります。

※ 審査結果通知は、郵送により全ての申請者へお送りします。

## 8 その他

申請は毎年行っていただく必要があります。

## 9 問い合わせ先

春日井市教育委員会 事務局 教育総務課

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地 春日井市役所9階

電話 0568-85-6436・6437

